

## 環境基準値一覧（関係分）

### 1 水質（海域）



生活環境の保全に関する  
項目（全窒素、全燐以外）  
に係る環境基準における  
水 域 類 型 指 定

水 域	該当類型
大阪湾 (1)	C
大阪湾 (2)	B
大阪湾 (3)	A
大阪湾 (4)	A
大阪湾 (5)	A
尾崎港	C
淡輪港	C
深日港	C

水域類型指定日

昭和46年12月28日

全窒素、全燐に係る環境基  
準に お け る  
水 域 類 型 指 定

水 域	該当類型
大阪湾 (1)	IV
大阪湾 (2)	III
大阪湾 (3)	II
水域類型指定日	
平成7年2月28日	

図1-1 大阪湾における水域類型

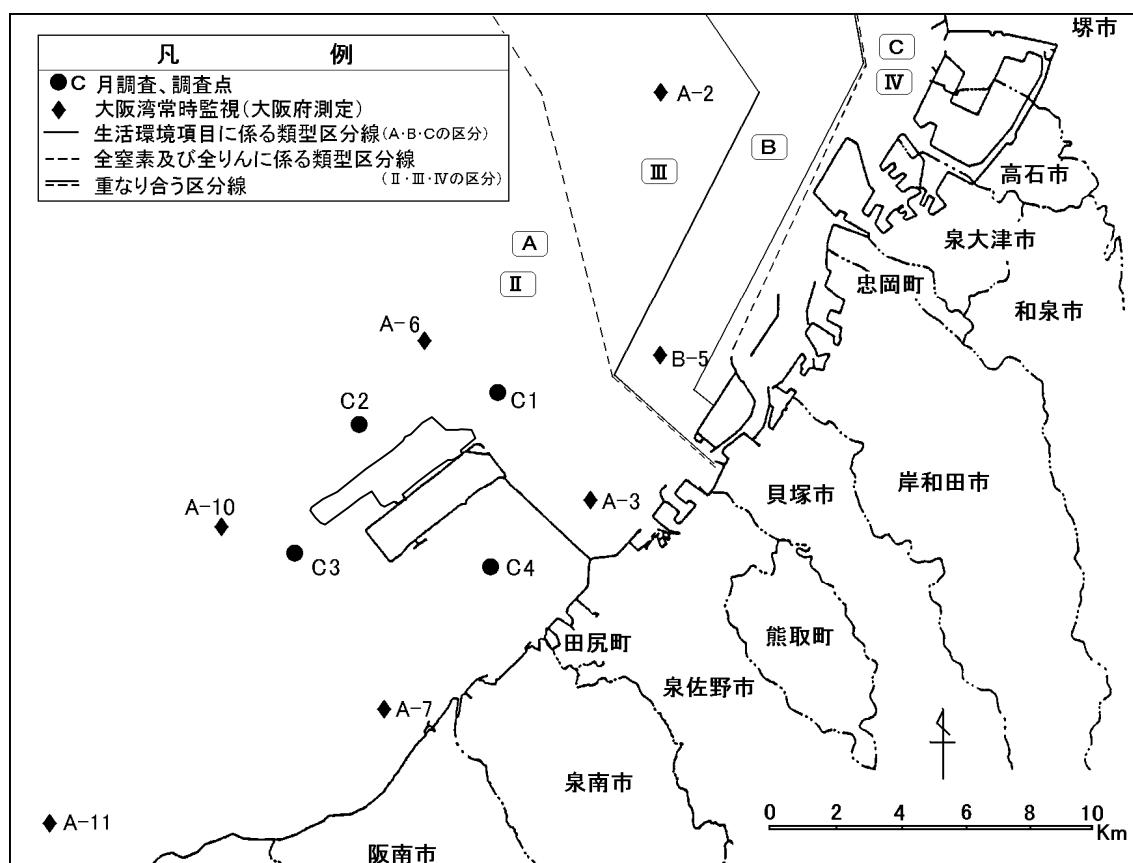


図1-2 事業地周辺海域における水域類型

表1-1 生活環境の保全に関する項目（海域）

類型	A	B	C
利水目的の適応性	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるも の	環境保全
基準値	水素イオン濃度 (pH)	7.8以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下
	化学的酸素要求量 (COD)	2mg/L以下	3mg/L以下 8mg/L以下
	溶存酸素量 (DO)	7.5mg/L以上	5mg/L以上 2mg/L以上
	大腸菌群数	1,000 MPN/100mL 以下	_____
	ノルマルヘキサン 抽出物質（油分等）	検出されないこと	検出されないこと _____

注) 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数  
70 MPN/100mL以下とする。

2. \_\_\_\_\_部分は、調査海域の該当する基準値を示す。

表1-2 全窒素、全燐に係る環境基準

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及びII以下の欄 に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く)	0.3mg/L以下 (0.42mg/L以下 <sup>注1</sup> ) (0.34mg/L以下 <sup>注2</sup> )	0.03mg/L以下 (0.034mg/L以下 <sup>注1</sup> )
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く)	0.6mg/L以下 (0.68mg/L以下 <sup>注1</sup> )	0.05mg/L以下
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下 (1.2mg/L以下 <sup>注1</sup> )	0.09mg/L以下

備考：基準値は、年間平均値とする。

注) 1. 1999年度（平成11年度）まで適用されていた暫定目標値を示す。

2. 2004年度（平成16年度）まで適用される暫定目標値を示す。

3. \_\_\_\_\_部分は、調査海域の該当する基準値を示す。

## 2 大気汚染

表2-1 大気汚染に係る環境基準

項目	環境基準
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキダント	1時間値が0.06ppm以下であること。また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

- 注) 1. 二酸化窒素は、年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)で評価を行う。
2. 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素に係る評価方法は以下の方法による。
- ・短期的評価は、連続して、又は随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。
  - ・長期的評価は、年間における1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価を行う。  
ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連續した場合には、このような取り扱いはしない。

### 3 航空機騒音

表3-1 航空機騒音に係る環境基準

地域の 類型	基 準 値	対 象 地 域
I	70WECPNL以下	都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域。ただし、次に掲げる地域を除く。 (1) 関西国際空港及び八尾空港の敷地 (2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域以外の地域である地域
II	75WECPNL以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。ただし、関西国際空港、大阪国際空港及び八尾空港の敷地を除く。

注 1. 測定は、原則として連続7日間行い、暗騒音より10デシベル以上大きい航空機騒音のピークレベル（計量単位 デシベル）及び航空機の機数を記録するものとする。

2. 測定は、屋外で行うものとし、その測定点としては、当該地域の航空機騒音を代表すると認められる地点を選定するものとする。

3. 測定時期としては、航空機の飛行状況及び風向等の気象条件を考慮して、測定点における航空機騒音を代表すると認められる時期を選定するものとする。

4. 評価は(1)のピークレベル及び機数から次の計算式により1日ごとの値（単位 WECPNL）を算出し、そのすべての値をパワー平均して行うものとする。

$$\text{計算式 } d B (A) + 10 \times \log_{10} N - 27$$

$d B (A)$  とは、1日のすべてのピークレベルをパワー平均したものをいい、Nとは、午前0時から午前7時までの間の航空機の機数を $N_1$ 、午前7時から午後7時までの間の航空機の機数を $N_2$ 、午後7時から午後10時までの間の航空機の機数を $N_3$ 、午後10時から午後12時までの間の航空機の機数を $N_4$ とした場合における次により算出した値をいう。

$$N = N_2 + 3 \times N_3 + 10 \times (N_1 + N_4)$$

5. 測定は、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は遅い動特性（LOW）を用いることとする。

## 4 環境騒音

表4-1 騒音に係る環境基準

(1) 一般地域

地域の 類型	基 準 値		該 当 地 域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	富田林市大字甘南備 大阪府立金剛コロニーの敷地
A	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	55デシベル以下	45デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域（AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）
C	60デシベル以下	50デシベル以下	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域（関西国際空港及び大阪国際空港の敷地を除く）及び工業地域（関西国際空港の敷地を除く。）

(2) 道路に面する地域

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間

基 準 値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

- 注) 1. 基準値は全て等価騒音レベル  $L_{Aeq}$
2. 時間の区分は以下の通り。
- 昼間…午前6時から午後10時まで。  
 　　夜間…午後10時から翌朝の午前6時まで。
3. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
- ①道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
  - ②①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路
4. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
  - ②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
5. 部分は、調査地域の該当する基準値を示す。